

平成21年第2回（5月）泉崎村議会臨時会報告

平成21年第2回（5月）泉崎村議会臨時会は、5月26日に召集告示がされ、5月29日に開催いたしました。

提出されました議案等は報告2件、議案4件の計6件で、全て原案可決いたしました。

【報告第 2号】 専決処分の承認を求めることについて

（福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について）

◇福島県市町村総合事務組合を組織する団体数減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更をすることの協議について、異議がないことことを専決処分したので、これを報告し承認を求めたものです。

【報告第 3号】 専決処分の承認を求めることについて

（泉崎村税条例の一部を改正する条例）

◇地方税法等の改正に準じて、泉崎村税条例の一部を専決処分にて改正したので、これを報告し承認を求めたものです。

【議案第34号】 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇人事院及び県人事委員会勧告を尊重し、平成21年6月に支給する職員の期末勤勉手当の支給率を合わせて0.2ヶ月引き下げのため、条例の一部を改正したものです。

【議案第35号】 村長、副村長の諸給与及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

◇現在の社会経済情勢にかんがみ、平成21年6月に支給される村長、副村長の期末手当支給率を0.15ヶ月減額するために、条例の一部を改正したものです。

【議案第36号】 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

◇現在の社会経済情勢にかんがみ、平成21年6月に支給される教育長の期末手当支給率を0.15ヶ月減額するために、条例の一部を改正したものです。

【議案第37号】 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◇現在の社会経済情勢にかんがみ、平成21年6月に支給される議会

議員の期末手当支給率を0.15ヶ月減額するために、条例の一部を改正したものです。

(以上)

(次ページへ)